

世羅町地域クラブ活動指導者募集要綱

令和４年１２月にスポーツ庁と文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示されたことを受け、中学校の部活動について、休日の部活動を地域クラブ活動へと移行していきます。

この部活動地域移行の実施にあたり、専門的な指導力を備えた指導者を下記のとおり募集いたします。

応募要件

世羅町地域クラブ活動指導者は次の（１）から（５）までのすべての要件を満たし、かつ「その他の要件」を満たす者が望ましい。

- （１）指導する種目に関する専門的な知識・技能を有し、世羅町部活動の地域展開の方針に沿って活動できる。
- （２）申請時において１８歳以上である。
- （３）地方公務員法第１６条および学校教育法第９条各号に該当しない。（別紙参照）
- （４）過去の指導において、体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項がない。
- （５）世羅町教育委員会主催の講習会または世羅町教育委員会が認めた講習会を受講している。

その他、公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する指導者資格を有していることが望ましい。

職務

以下の業務に従事します。

- （１）実技指導
- （２）安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- （３）学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- （４）大会準備及び監督会議の出席
- （５）用具・施設の点検・管理
- （６）休日の部活動の管理運営
- （７）保護者等への連絡
- （８）年間・月間指導計画の作成
- （９）生徒指導に係る対応
- （１０）事故が発生した場合の現場対応
- （１１）その他特に必要と認めるもの

募集期間

5月27日（火）～6月27日（金）17時まで

※募集人数が達しない場合期間を延長する場合があります。

募集する部活動

令和7年4月1日現在町立中学校に設置されている部活動に限ります。

サッカー、バスケットボール（男子・女子）

**※その他の種目についても準備ができ次第、随時展開予定となっておりますので、
ぜひお問い合わせください。**

募集する指導者数

サッカー2名 バスケットボール男女1名ずつ

活動場所

場所については原則として、町内中学校施設を使用する。

指導時間

週あたり3時間（土曜または日曜）、月4回を基本とする。

報酬

3時間 3700円（1時間目 1900円それ以降 900円）

練習試合により3時間を超えた場合は上限を5時間分とする。

大会の場合は1日（5500円）とする。

※勤務実績に基づき月単位で記録し、翌月末に支給する。

手続きの流れ

（1）指導員名簿の登録申請の方法

○登録申請書（様式1）を記入し、追加書類がある場合は書類のコピーを添付のうえ、郵送又は窓口へ持参してください。

ア 郵送の場合

次の宛先に郵送してください。

・宛先：世羅郡世羅町大字寺町 1158 番地 3

世羅町教育委員会

イ 窓口へ持参する場合

世羅町教育委員会（せら文化センター）へ持参してください。ただし、年末年始を除く
平日 8:30～17:00 までに限ります。

(2) 登録申請後の流れ

○世羅町教育委員会による応募者の面接を実施したうえで、指導員名簿に登録します。

○面接等の日程については世羅町教育委員会が調整を行います。

登録内容の変更及び取り消し

(1) 指導員は、指導員名簿の登録後、内容に変更があった場合又は指導員として活動できない事由が生じたため指導員名簿の登録の取り消しを希望する場合は、速やかに事務局に申し出てください。

(2) 事務局は、指導員が以下アからウまでのいずれかに該当する場合、当該指導員を指導員名簿の登録から取り消すことができます。

ア 登録申請書及び追加書類に虚偽があった場合

イ 「応募要件」に定める要件に該当しなくなった場合

ウ その他指導員として不適格であると判断できる事由があった場合

勤務条件等

各クラブとの協議により決定することとします。

その他

(1) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めます。

(2) 提出された書類は返却しません。

(3) 取得した個人情報、地域クラブ活動指導員に関する業務以外では使用しません。

(4) 指導者の配置は、指導員名簿に登録された者の中からの配置希望等に応じて決定するものであり、指導員名簿へ登録されても、指導員として配置されない場合があります。